

1. 南箕輪村都市計画マスタープランについて

1-1. 都市計画マスタープラン改定の背景と目的

都市計画マスタープランとは？

- 都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、将来のむらのあるべき姿やむらづくりの基本的な方向性を示す計画です。
- 正式名称は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第 18 条の 2）といい、住民に最も近い立場にある市町村が、独自の都市政策や住民の意向などを反映して策定するものです。

本村では、平成 19 年（2007 年）3 月に「南箕輪村第 4 次総合計画 基本構想」を上位計画とする「南箕輪村都市計画マスタープラン」（以下、「旧計画」という。）を策定し、計画的にむらづくりを進めてきましたが、旧計画の策定からおおむね 20 年が経過し、令和 7 年度（2025 年度）に目標年度を迎えました。

このため、将来の人口動向や、頻発・激甚化する自然災害への対応、上位・関連計画との整合などを踏まえて、将来のむらのあるべき姿やむらづくりの基本的な方向性を示す「南箕輪村都市計画マスタープラン改定版」（以下、「本計画」という。）を策定します。

表 1-1 南箕輪村における計画策定の主な経過

年 次	計画策定の主な経過
平成 19 年(2007 年) 3 月	「南箕輪村第 4 次総合計画 基本構想」策定 計画期間：2006～2015 年度（10 年間）
	「南箕輪村都市計画マスタープラン」策定【旧計画】 計画期間：2007～2025 年度（19 年間）
平成 28 年(2016 年) 3 月	「南箕輪村第 5 次総合計画 基本構想」策定 計画期間：2016～2025 年度（10 年間）
令和 8 年(2026 年) 3 月	「南箕輪村第 6 次総合計画 基本構想」策定 計画期間：2026～2035 年度（10 年間）
	「南箕輪村都市計画マスタープラン改定版」策定【本計画】 計画期間：2026～2045 年度（20 年間）

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「南箕輪村第6次総合計画 基本構想」、「第3期南箕輪村人口ビジョン」、「国土利用計画（南箕輪村計画）」、長野県が広域的な視点から定める「上伊那圏域（伊那・駒ヶ根・辰野・箕輪・飯島）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」等に即して、分野別計画の方針と整合・調整を図りながら定めるものです。

本計画で定める方針は、用途地域や都市計画道路等の都市計画の決定・見直しの際の根拠になるとともに、関連する分野別計画の策定や見直し、個別・具体的なむらづくりの取組の事業化等にあたっての指針となります。

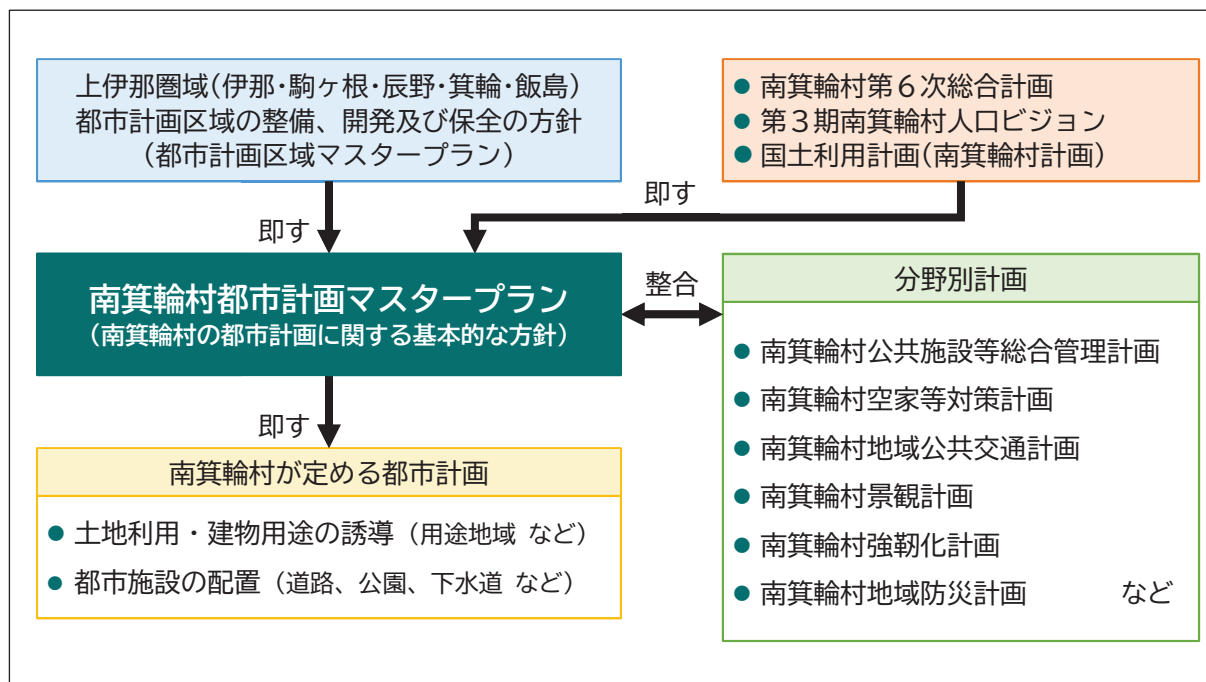


図 1-1 計画の位置づけ

表 1-2 総合計画と都市計画マスタープランの役割

	総合計画	都市計画マスタープラン
位置づけ	南箕輪村全域を対象とした最上位の行政計画	総合計画に即した南箕輪村の都市計画に関する基本的な方針
計画期間	基本構想：10年 基本計画：前期5年、後期5年	20年
対象分野	行政全般（福祉、教育、防災、産業、都市基盤、環境など）	都市計画分野（土地利用、道路・交通、公園・緑地、景観形成、都市防災、上下水道など）
役割	むらの将来像を示し、各分野の施策の方向性を示す	総合計画の将来像を踏まえ、都市づくりの具体的な方向性や空間的な方針を示す
空間的要素	ビジョン・施策中心	空間的な構想（将来都市構造図、土地利用方針図など）を示す

1 - 3. 計画の対象区域

計画の対象区域

都市計画区域全域（飛地を除く南箕輪村全域）

本村では、飛地を除く南箕輪村全域に「都市計画区域」が指定されています。都市計画区域とは、都市計画の対象となる区域であり、農林業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、一体的かつ総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として位置づけられています。

本計画の対象区域は、「都市計画区域全域（飛地を除く南箕輪村全域）」とします。なお、都市計画区域外の飛地は全域が森林区域であり、当該地域の整備方針は「南箕輪村第6次総合計画 基本構想」及び「国土利用計画（南箕輪村計画）」により定めるものとします。

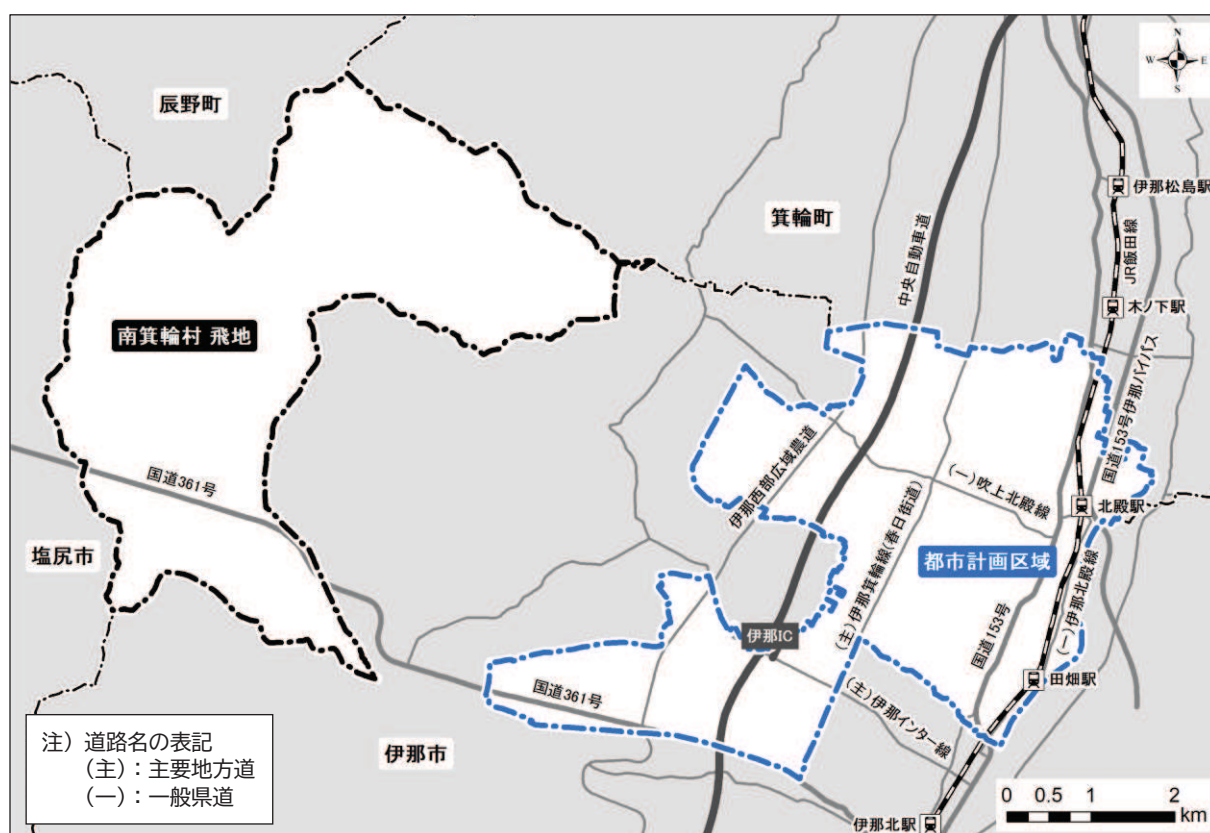


図 1-2 計画の対象区域

1 - 4. 計画の対象期間

計画の対象期間

令和8年度（2026年度）～ 令和27年度（2045年度）

本計画の対象期間（計画期間）は、「令和8年度（2026年度）」を初年度として、目標年度を20年後の「令和27年度（2045年度）」とします。

なお、計画期間内であっても、社会・経済情勢の大きな変化や上位計画の改定などにより必要が生じた場合には、計画の見直しを行うものとします。

1 - 5. 計画の構成

本計画は、「南箕輪村の都市計画に関する基本的な方針」として、6つの章で構成します。

本村における都市計画上の主要課題を整理した上で、むらの将来像や基本理念、将来都市構造等のむらづくりの目標を示す「全体構想」、全体構想を実現するための「分野別の整備方針」、地域の特性に応じた目標や方針を示す「地域別構想」、計画の実現に向けた取組や進行管理の考え方等を示す「実現化方策」を定めます。

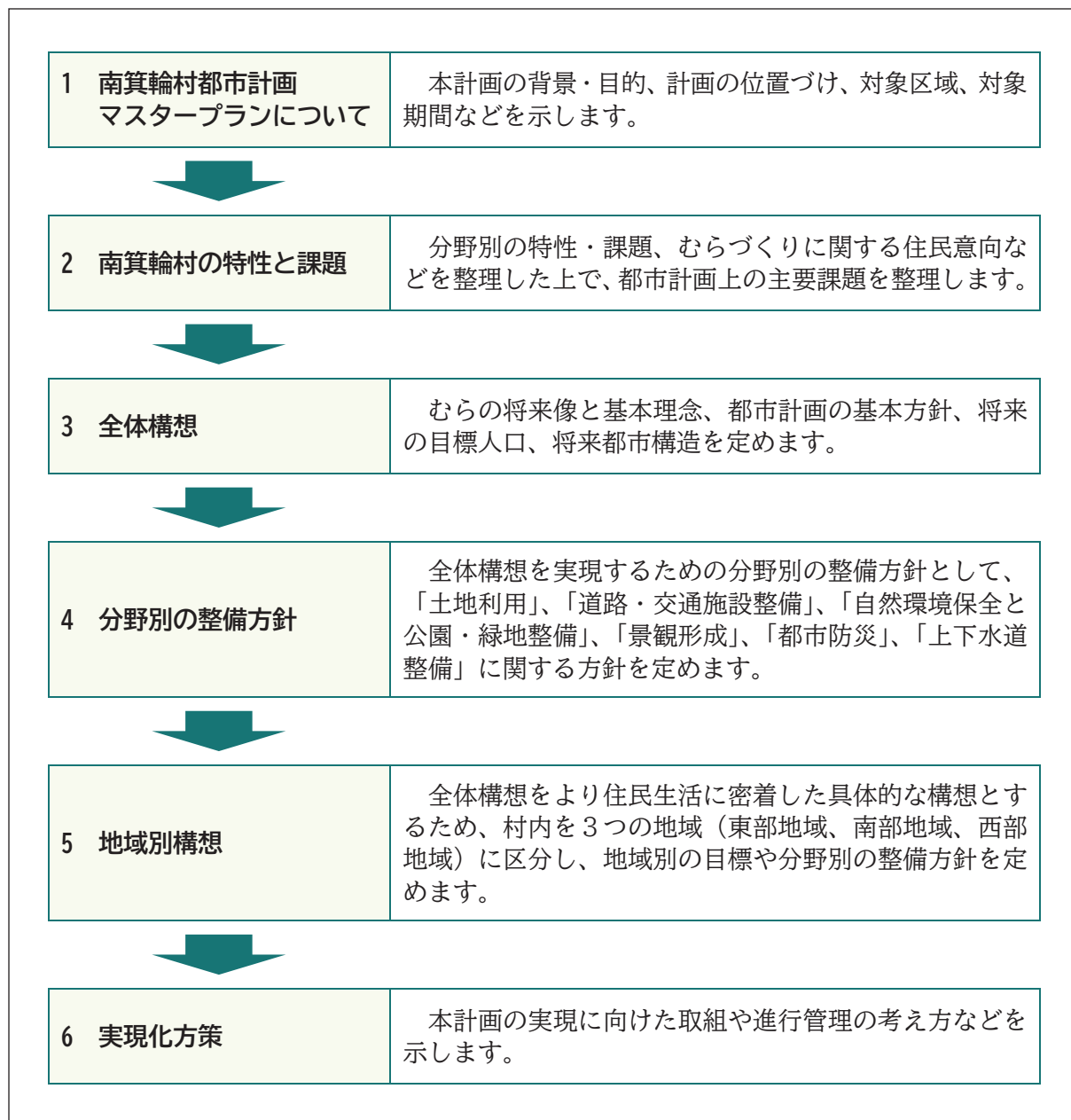


図 1-3 計画の構成

1-6. 計画の体系

本計画では、「南箕輪村第6次総合計画 基本構想」で設定されているむらの将来像や基本理念に即して、4つの都市計画の基本方針及び分野別の整備方針を定めています。都市計画の基本方針と分野別の整備方針の対応関係を整理した計画全体の体系を以下に示します。

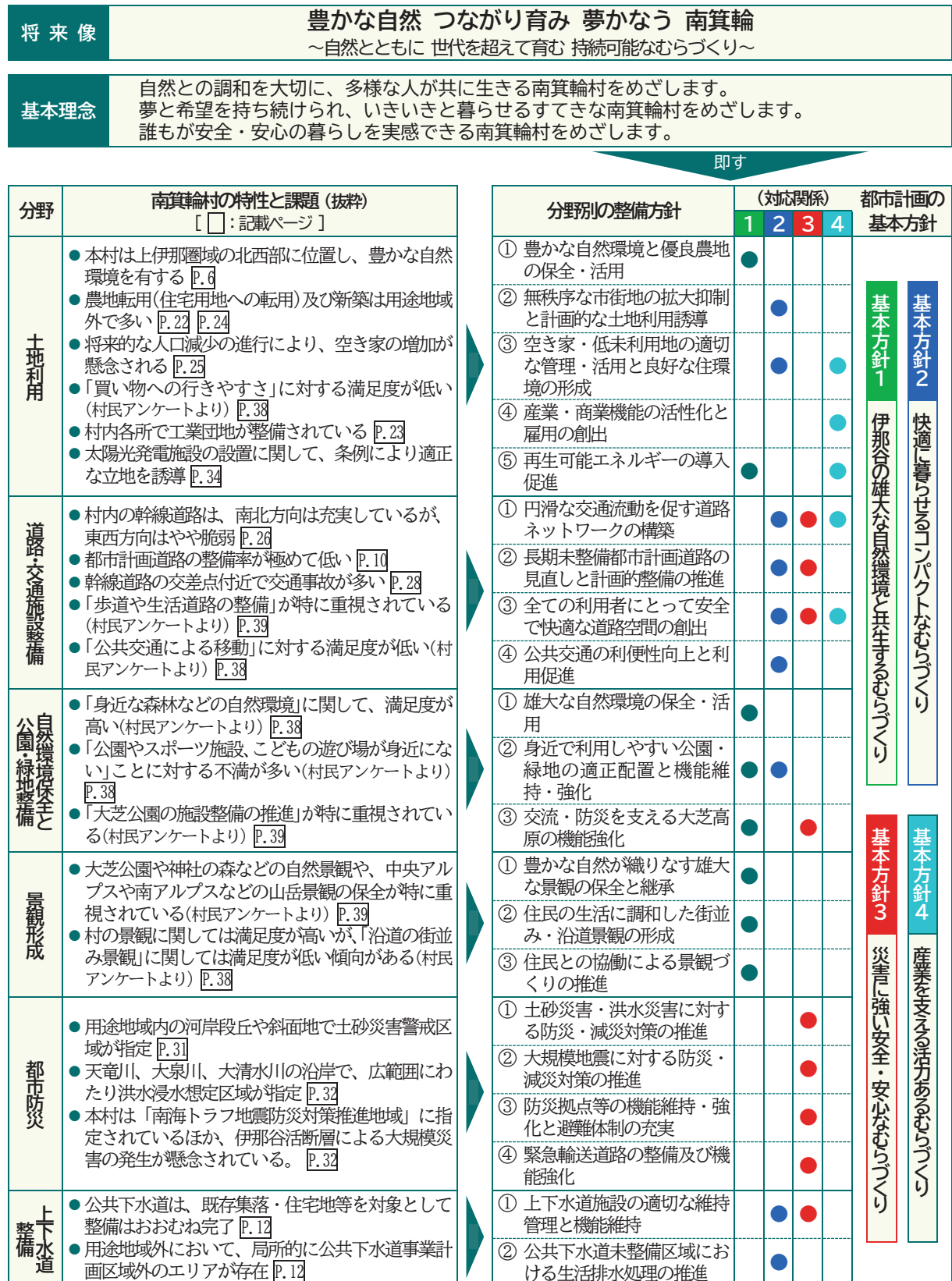


図 1-4 計画の体系図